村営住宅家賃を減免できる 制度のお知らせ

収入の低い入居者を対象に、病気・失業・災害等予測できない理由により収入が著しく減少した場合、現在の家賃を一定期間下げることのできる制度です。 (家賃未納がある者、生活保護受給者は除く)

※急な病気や失業、収入減少等でお困りの方はご相談下さい。

【渡嘉敷村役場:総務課・村営住宅係 098-987-2321】

減免の対象者

- 1. 入居者の死亡・失業などにより、世帯収入(入居者全員の収入)が月額 52,000 円以下の世帯
- 2. 入居者が3ヶ月以上の療養を要する疾病にかかり、世帯月収から当該治療に要した必要費を引いた金額が52,000 円以下の世帯
- 3. 風災害・火災などにより著しい損害を受けた世帯

減免の期間

申請が受理された翌月より年度末(3月)まで

延長できる期間

減免開始月より12ヶ月を経過する期間まで

減免申請に必要な書類

- 1. 住民票謄本(全部事項証明書)
- 2. 所得証明書(前年所得・16 歳以上全員提出)
- 3. 資産証明書
- 4. 減免理由を証する書類
 - ① 失業の場合→雇用保険受給者証(写)、退職証明書
 - ② 病気の場合→医師の診断書(療養3ヶ月以上・現在加療中記載が必要・医療費領収書)
 - ③ 災害の場合→公官庁発行の罹災証明書